

# 中里小学校いじめ防止基本方針

はじめに

町の宣言

ノーいじめ学校宣言

中泊町の小・中学校は、いじめ等を

「しない・させない・みのがさない」学校をここに宣言する。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「中里小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」に対する基本的な考え方

〈いじめの定義〉（いじめ防止対策推進法第2条～いじめの定義を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たるものとする。

〈いじめの態様〉

- ・冷やかしかやからかい、悪口、脅し、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・叩かれる、蹴られる、ぶつかられる等の暴行を受ける（遊びの延長で叩かれたり蹴られたりすることも含む）
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷、嫌なことをされる

〈いじめの構造〉

- ・いじめる児童（加害者）
- ・いじめを受ける児童（被害者）
- ・いじめを見て、はやし立てたり面白がったりしていじめを助長している児童（観衆）
- ・見てみないふりをして、暗黙的に支持している児童（傍観者）

※加害者、被害者に対する対応だけでなく、観衆や傍観者となる児童を正しい方向に導いていくことが重要と考える。

## 2 いじめを未然に防止するための取組

### 〈対児童の視点で〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、特別の教科道徳や特別活動、学級指導を通して育む。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・相手を尊重する意識を育てるため、「さん」付けの指導を行う。教師が模範となる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、見て見ぬふりをすることも「いじめ」に加担しているということや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、いじめを知らせることにネガティブな感情を持たない、決して悪くないことも合わせて指導する。
- ・アンケート実施によって、児童のいじめ防止への意識を高める。
- ・児童集会において、運営委員会の企画により全校児童で「ノーいじめ宣言」を実施。その宣言から児童の意識高揚や保護者へ本校のいじめ防止の取り組みへの理解の契機とする。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・インターネットやスマートフォンの正しい利用を啓発するために、外部講師を招いて授業やワークショップなどを行い指導する。

### 〈教職員の資質向上や体制づくりの視点で〉

- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・月例の職員会議で情報交換の場を設け、児童の様子や変化などについて全職員で情報を共有する。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめの構造」や「いじめ問題の対処」など、「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・「子供にとっての一番の言語環境は教師である」という認識をもち、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・一人で問題を抱え込まずに、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての理解を深め実践力を高める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

### 〈保護者・地域に対して〉

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、生徒指導便り、参観日、中泊町小中連携推進協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 3 「いじめ」の早期発見のための取組

#### 〈児童の変化に気付く〉

- ・児童の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・いじめに関するアンケート調査を教育相談に先立って実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・教育相談月以外にも月初めに簡易アンケートをとり、悩みや不安を抱えている児童には個別に話を聞く機会を設ける。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### 〈誰にでも相談ができる体制づくり〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

### 4 「いじめ」の早期対応・早期解消のための取組

#### 〈いじめ認知後の対応〉

- ・教員が気づいた、あるいは児童や保護者の相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実を把握する際には、組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、加害児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝える。学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合うことを保護者と共通理解する。
- ・必要に応じて加害児童（加害児童保護者）のカウンセリングを行う橋渡しをする。

#### 〈組織的対応〉

- ・いじめを認知した場合（疑いの場合も含める）は、生徒指導主任へ報告する（主任より教頭、教頭より校長へ）。その後の対応等については、学級担任を含めたいじめ対策委員会において協議する。
- ・いじめに関与した児童への聞き取りや指導は、必要に応じて複数で対応する（生徒指導主任、教頭、教務など）。
- ・保護者への報告や相談等を面談で行う場合は、複数職員で対応する。（教頭、校長、生徒指導主任等）
- ・認知されたいじめについては、迅速に生徒指導フォルダ「生徒指導情報交換」内に事実経過

やいじめの態様，認知を受けての指導内容等について記録し，情報交換会（職員会議）等で共通理解する。

- ・指導後3ヶ月間は経過観察期間とし，被害児童，加害児童の状況を観察し，必要な支援や指導を行う。

※いじめが「解消している状態」とは，「少なくとも3ヶ月以上心理的または物理的影響が止んでいる状態であること，「いじめを受けた児童の心身が苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態をさす。

## 5 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は，校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭とする（いじめの状況に応じて関係職員も加える）。

- ・役割(行動)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 本校におけるいじめ防止等の取組に関することに照らし合わせ，対応策を話し合う。</li><li>② 相談内容を把握する。</li><li>③ 児童，保護者へのいじめ防止の啓発等を実施する。</li></ol> |
|---|

- ・いじめの相談があった場合には担任や関係職員を加え，事実関係の把握，関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお，いじめに関する情報については，児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら，本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては，年度毎の取組について，児童，保護者からのアンケート調査，教職員の評価を行い，その結果を公表し，次年度の取組の改善に生かす。

## 6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の中泊町教育委員会への報告，重大事態発生時の対応等については，法に即して，中泊町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で，「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから，PTAや地域の会合等で，いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。
- ・小学校間や小中にまたがるいじめに関しては，関係教職員の緊急対応(会合等)により，児童，生徒と保護者等当事者が安心して解決に向かうための連携強化に努める。

注：重大事態とは

- ① 児童がいじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 児童がいじめにより，相当の期間（30日を目安に）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあったとき。